

美浜発電所 3号機および 高浜発電所 1, 2号機の安全対策の取組について

2020年12月



目次

1. 美浜発電所 3 号機および
高浜発電所 1, 2 号機の安全対策について…… **1** ~ **14**
2. 美浜発電所の緊急時対応体制について…… **15** ~ **18**
3. 美浜発電所 3 号機および
高浜発電所 1, 2 号機の 40 年を超える
長期運転における設備の健全性について…… **19** ~ **24**
4. まとめ…… **25**

1. 美浜発電所 3号機および 高浜発電所1,2号機の安全対策について

原子力発電のしくみ

○原子炉の中で発生した高温高压の熱水を利用して、蒸気発生器で蒸気を作ります。
この蒸気でタービン・発電機を回し、電気を作っています。

蒸気をつくるしくみ

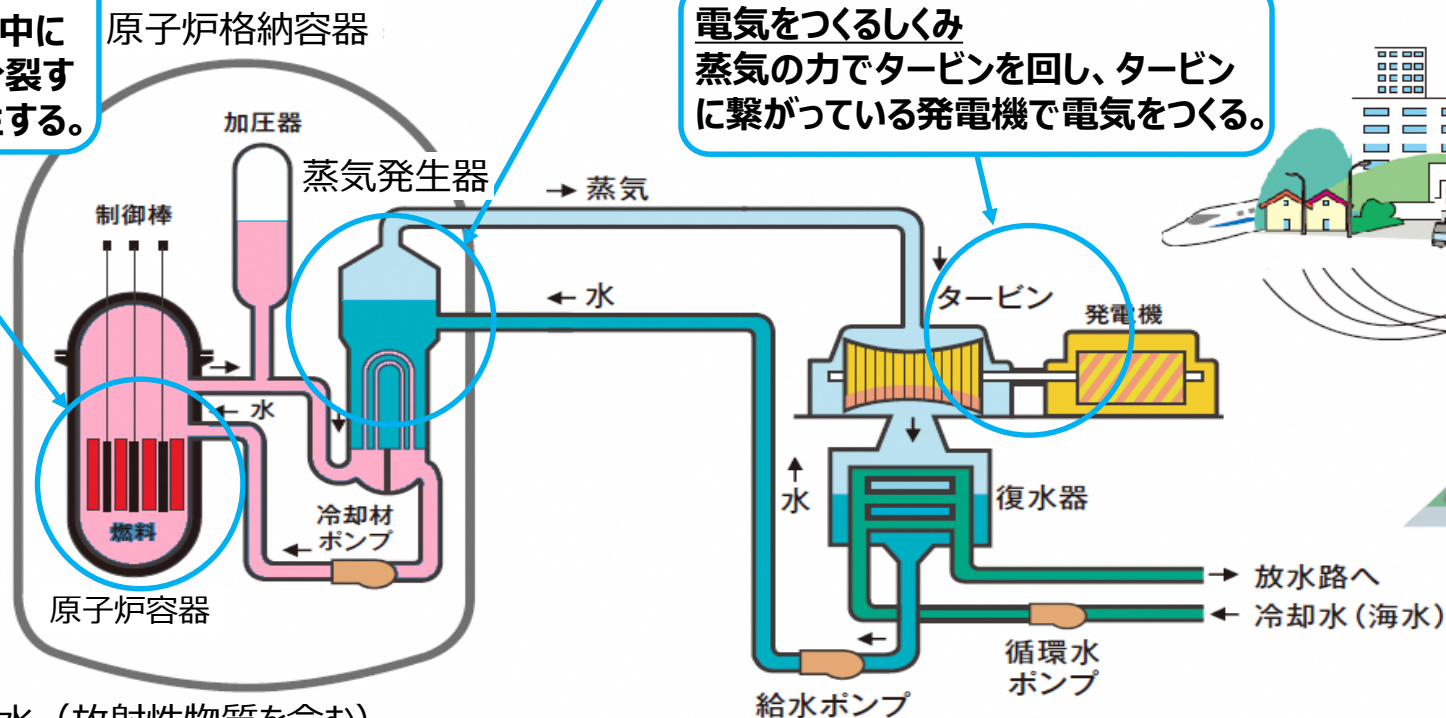
原子炉の中で核分裂により熱せられた1次系の水の熱（約300度）が、蒸気発生器で2次系に伝わり、2次系の水が蒸気になる。

熱をつくるしくみ

原子炉内の燃料棒の中にあるウラン燃料が核分裂することにより、熱を発生する。

電気をつくるしくみ

蒸気力でタービンを回し、タービンに繋がっている発電機で電気をつくる。



- 1次系の水（放射性物質を含む）
- 2次系の水（放射性物質を含まない）
- 海水

従来の安全対策 – 設計の工夫「多重防護」–

原子力発電では、「止める」「冷やす」「閉じ込める」を実現することで安全を守ります。

機器の故障や操作ミスを防ぐ設計

万が一

異常発生時すぐに
原子炉を「止める」

さらに

原子炉を「冷やし」、放射性物質を「閉じ込める」

余裕を持った安全設計

設備の更新や材料強度に関する社内基準は、法令より厳しい数値にするなど、安全に余裕をもたせています。

フェイル・セーフシステム

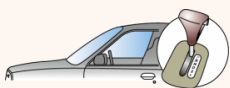
万が一、誤作動・誤操作が行われた場合、安全側になるよう設計されています。



例えば故障や停電などで踏切が作動しなくなると、遮断棒が重力によって下り、車や人の侵入を防ぐシステムと同じ

インターロック・システム

万が一、人間が間違った操作をしても動きません。



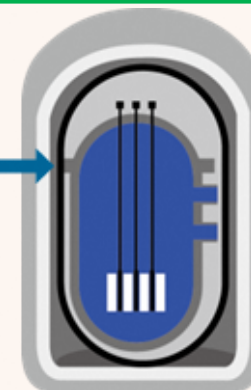
例えばオートマチック車でボタンを押しながらでないとバックにチェンジできないのと同じ

止める



万が一、異常が起きても、異常を早期に発見し、自動的に制御棒を挿入し、直ちに核分裂を止め、事故を拡大させないようにになっています。

冷やす



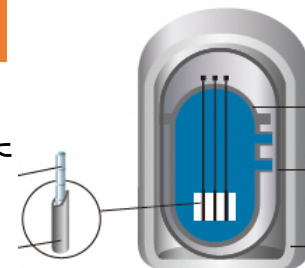
閉じ込める

万が一、事故の際も、放射性物質を原子炉の外に出さないよう、自動的に原子炉を冷やし、5重の壁で、放射線と放射性物質を閉じ込めます。

5重の壁

第1の壁(ペレット)
ウランを陶器のように
焼き固めたもの

第2の壁(被覆管)
特殊合金の管



第3の壁(原子炉圧力容器)
厚さ約20cmの鋼鉄製容器

第4の壁(原子炉格納容器)
厚さ約3cm以上の鋼鉄製容器

第5の壁(外部遮へい壁)
厚さ約1mのコンクリートの壁

福島第一原子力発電所事故の事故と原因

<地震によって起きたこと>

地震の影響により外部電源は失ったが、原子炉は自動で正常に停止し、非常用ディーゼル発電機が作動し、原子炉の冷却を開始しました。



<津波によって起きたこと>

地震発生後約50分後に14mを超える津波が来襲し、地下の非常用ディーゼル発電機、電源設備が水没し停止したため、原子炉、使用済燃料プールの冷却機能を失いました。また、炉心損傷が起こり、水素が発生。水素が原子炉原子炉建屋に漏れ出し、水素爆発が起こり、放射性物質を閉じ込める事が出来なくなりました。



福島第一原子力発電所事故以降の取組み（新規制基準）

2013年7月、福島第一原子力発電所の事故を教訓とした規制基準が原子力規制委員会より新たに施行されました。新規制基準では、福島第一原子力発電所の事故の教訓のみならず、様々な自然災害やテロ対策などの幅広いリスクに備えた基準となっています。**関西電力では、これらの基準に適合させることはもちろん、さらに自主的な取組みを進めています。**

<従来の規制基準>

重大事故を防止するための基準

事業者の自主保安

自然現象に対する考慮

火災に対する考慮

電源の信頼性

その他の設備の性能

耐震・耐津波性能

<新規制基準>

重大事故を防止するための設計基準を強化するとともに、万が一、重大事故やテロが発生した場合に対処するための基準を新設

意図的な航空機衝突への対応

放射性物質の拡散抑制対策

格納容器破損防止対策

炉心損傷防止対策
(複数の機器の故障を想定)

自然現象に対する考慮
(火山・竜巻・森林火災を新設)

火災に対する考慮

電源の信頼性

その他の設備の性能

耐震・耐津波性能

テロ対策を**新設**

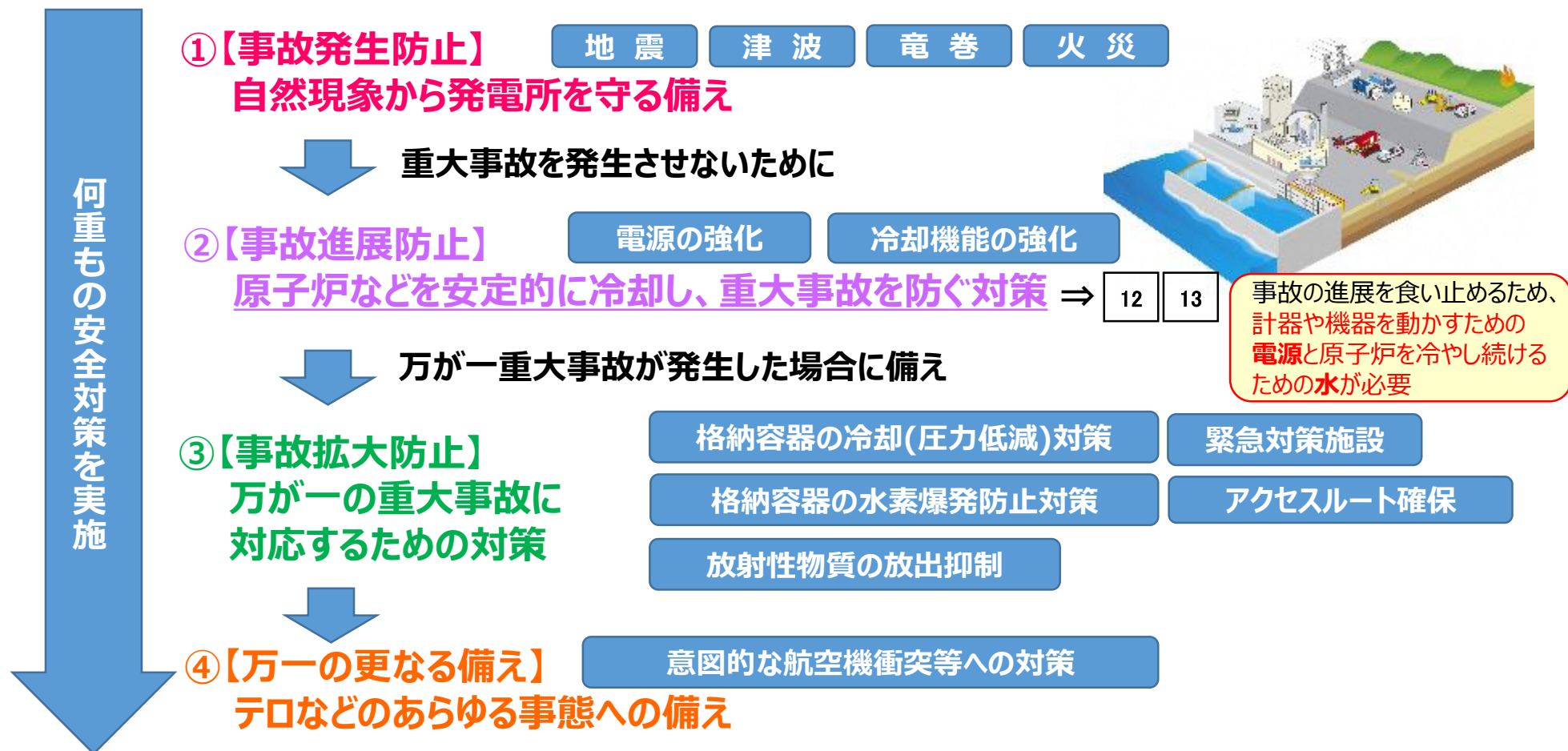
重大事故対策を**新設**

設計基準の**強化**または**新設**

地震・津波への設計基準の**強化**

原子力発電所の安全確保

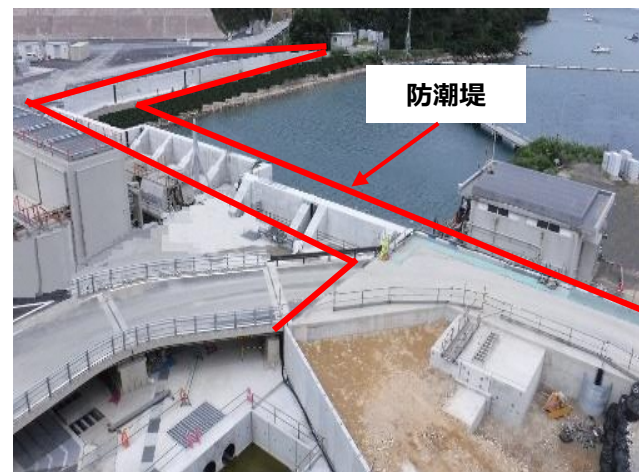
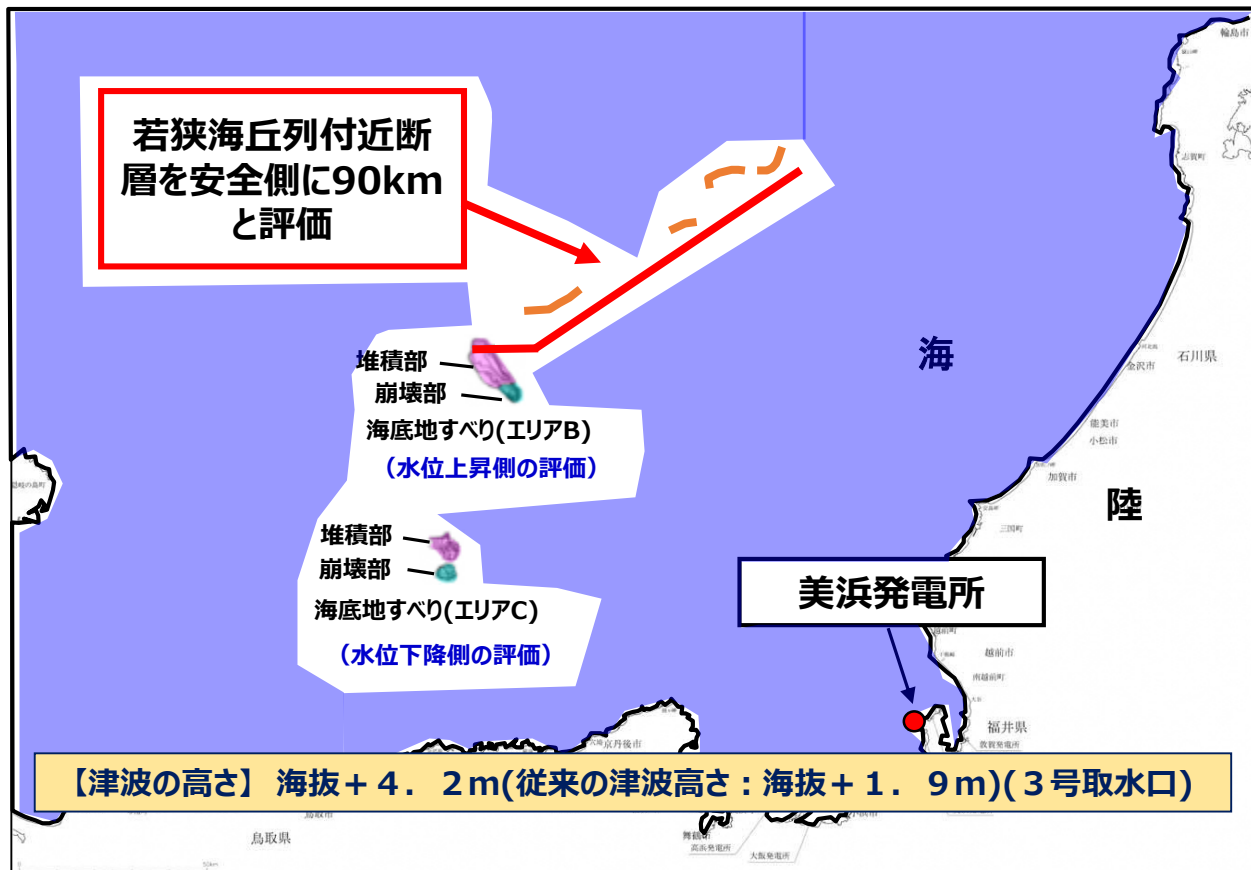
- 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を教訓として、事故を起こさない、起こったとしても進展・拡大を防ぐ対策を多重化・多様化することで、**当社は規制の枠組みにとどまることなく、自主的かつ継続的な安全性向上対策を実施しています。**



津波高さの策定

- 若狭海丘列付近断層を安全側に90kmとし、海底地すべり等の重畳を考慮して、**津波の高さを、海拔+4.2mと評価**

津波に関する断層の位置



施工後 (+5.5~6.0m)

美浜3号機 主な安全性向上対策

A. 炉内構造物取替
【新規制基準対応（耐震）】
2020年6月完了

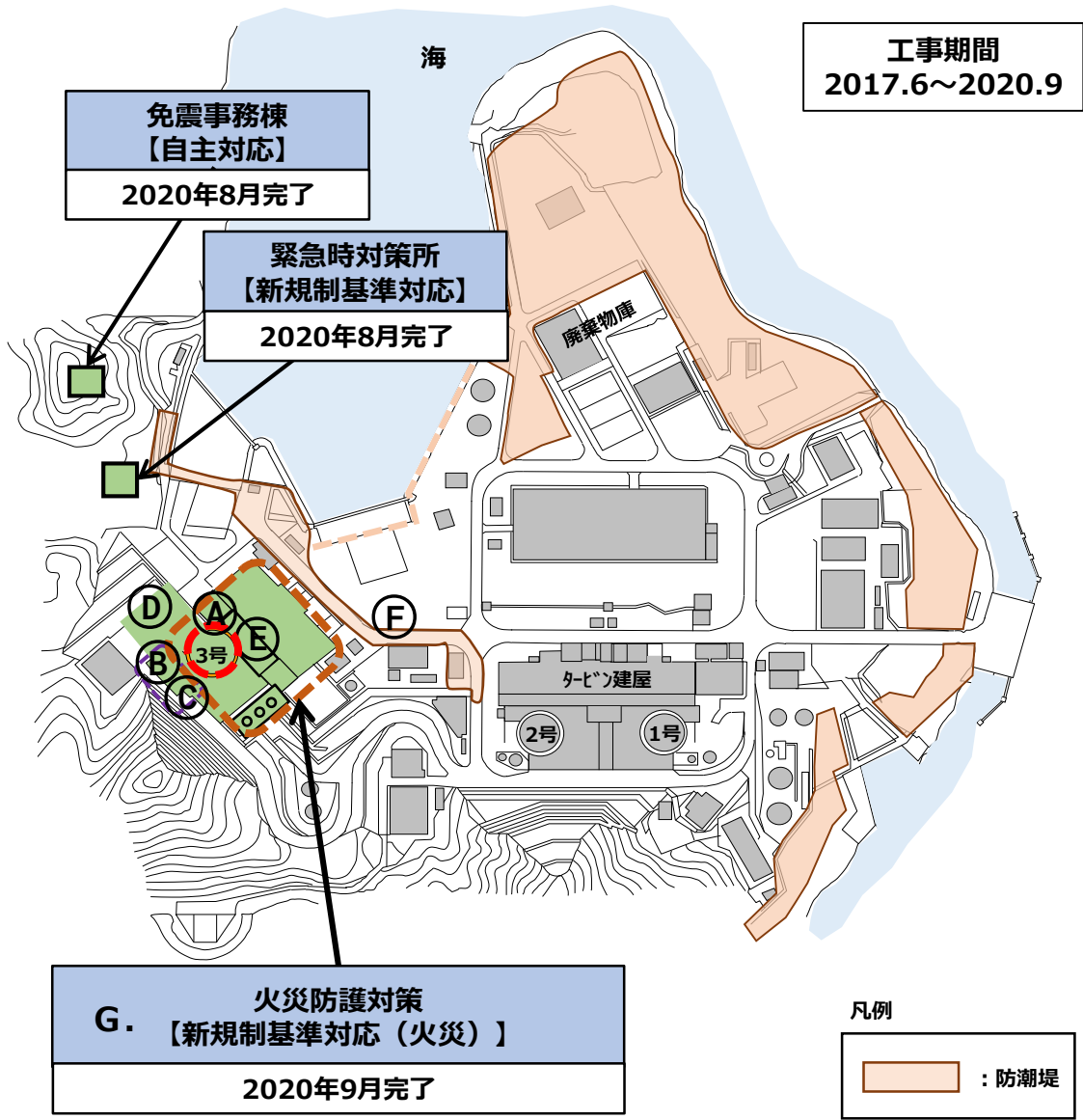
B. 使用済燃料ピット補強
【新規制基準対応（耐震）】
2020年3月完了

C. 使用済燃料ピットラック取替
【新規制基準対応（耐震）】
2020年4月完了

D. 構台設置
【新規制基準対応（耐震）】
2020年3月完了

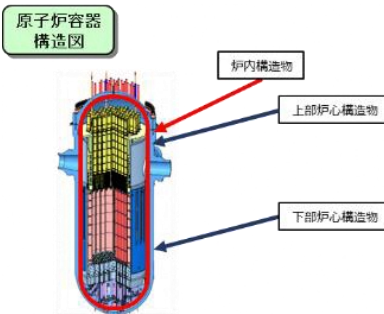
E. 中央制御盤取替
【保守性向上】
2020年6月完了

F. 防潮堤設置
【新規制基準対応（津波）】
2020年8月完了



A. 【炉内構造物取替】

- ・炉内構造物を最新型に取替

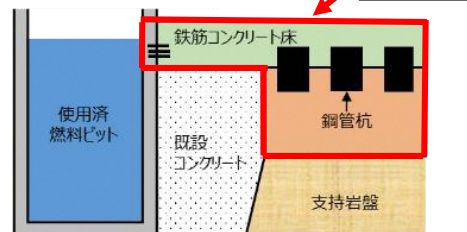


【新炉内構造物（外観）】



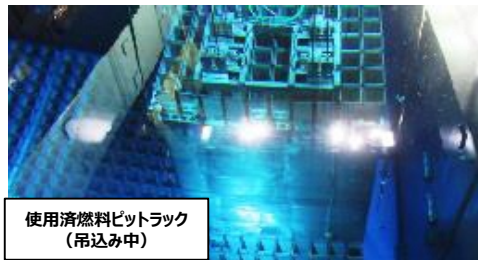
B. 【使用済燃料ピット補強】

- ・支持岩盤に鉄筋コンクリート造の床の施工、鋼管杭を打設



C. 【使用済燃料ピットラック取替】

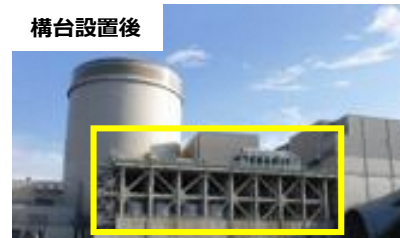
- ・床に固定しない「フリースタANDINGラック」に取替



D. 【構台の設置】

- ・盛土の敷地部を削り、新たに構台を設置

構台設置後



E. 【中央制御盤取替】

- ・アナログ式から最新のデジタル式に取替



【緊急時対策所】

- ・事故制圧・拡大防止を図るための対策本部



【免震事務棟】

- ・事故が長期化した場合の支援（要員待機、資機材保管）



F. 【防潮堤設置】



防潮堤

- ・耐津波性
(T.P.+4.0~4.2m)
向上のため防潮堤
(T.P.+5.5~6.0m) を設置

G. 【火災防護対策】

- ・重要なケーブルを燃えにくい難燃ケーブルへ引替
- ・ケーブルトレイに防火シートを施工



高浜1,2号機 原子炉格納容器上部遮へい設置

- 重大事故時に格納容器からの放射線を弱めるために、格納容器上部にドーム状の鉄筋コンクリート造の遮へいを設置しました。
- 外部遮蔽壁の増厚ならびに補強を実施しました。
- この工事により、**発電所内で事故対応にあたる作業者の被ばくだけでなく、発電所周辺への影響も低減されます。**

<外部遮蔽壁頂部の撤去>
2017.7~



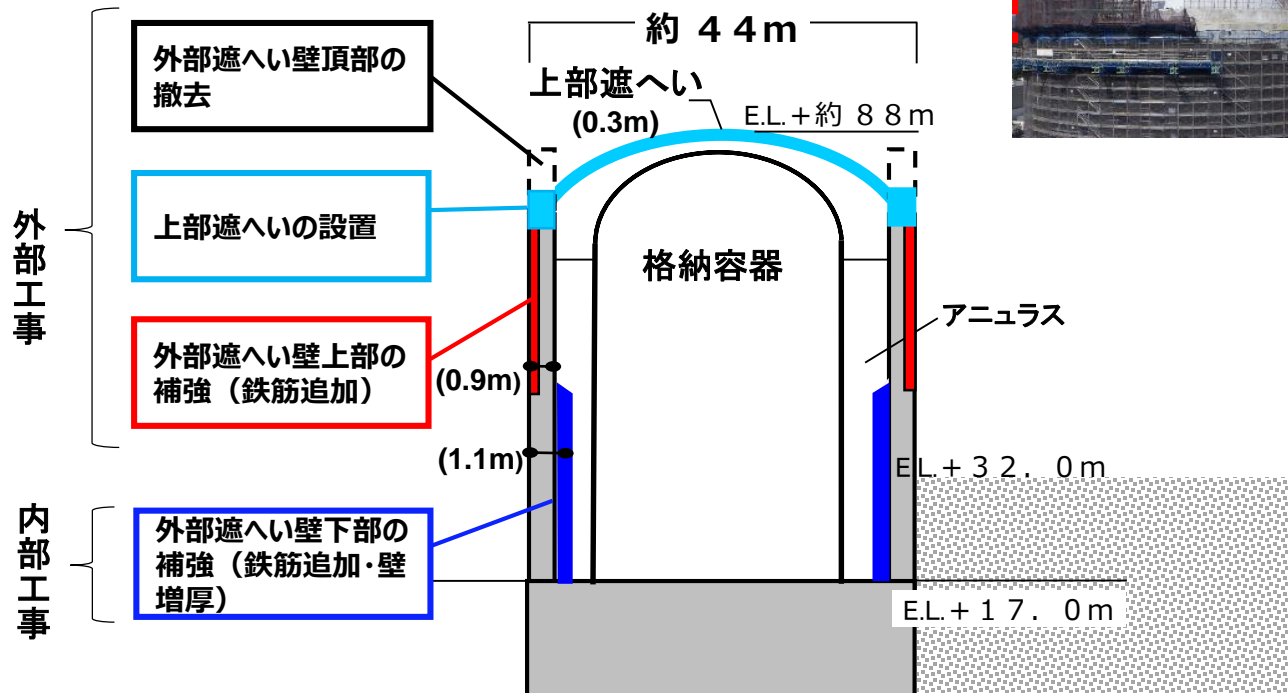
<外部遮蔽壁の補強>
2017.10~



<上部鉄骨の組立>
2018.8~



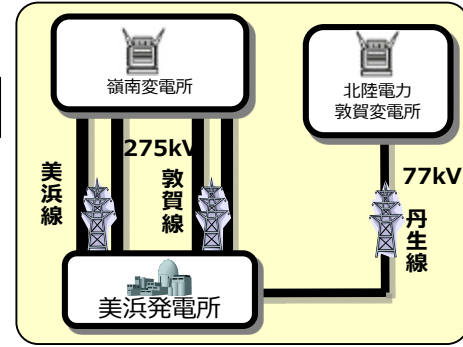
<2020,7月末現在の状況>



外部工事

内部工事

電源の確保(多重化・多様化)



<主なバックアップ機器>

【恒設代替電源】
空冷式非常用発電設備



【可搬式代替電源】
電源車



・津波の影響を受けない高台に設置

外部電源
(5回線)

外部電源
喪失時

非常用ディーゼル発電機
(2台)
【3,900kW/台】

使用できない
場合に備え

空冷式非常用発電装置
(2台)
【1,460kW/台】

更なるバック
アップ

※：多様性拡張設備

号機間電力融通※
(1,2~3号機：1組+予備1組)

更なるバック
アップ

電源車
(2台+予備1台)
【488kW/台】

<設計基準事故対処設備>



<重大事故等対処設備>



《凡例》

新規設備

給水手段の確保(多重化・多様化)

《凡例》

新規設備

<主なバックアップ機器>

恒設代替低圧注水ポンプ



(1台)

新

可搬式代替低圧注水ポンプ



(2台+予備1台)

新

送水車



(2台+予備1台)

新

原子炉格納容器
スプレイポンプ



(4台)

充てん・高圧注入ポンプ



(3台)

余熱除去ポンプ



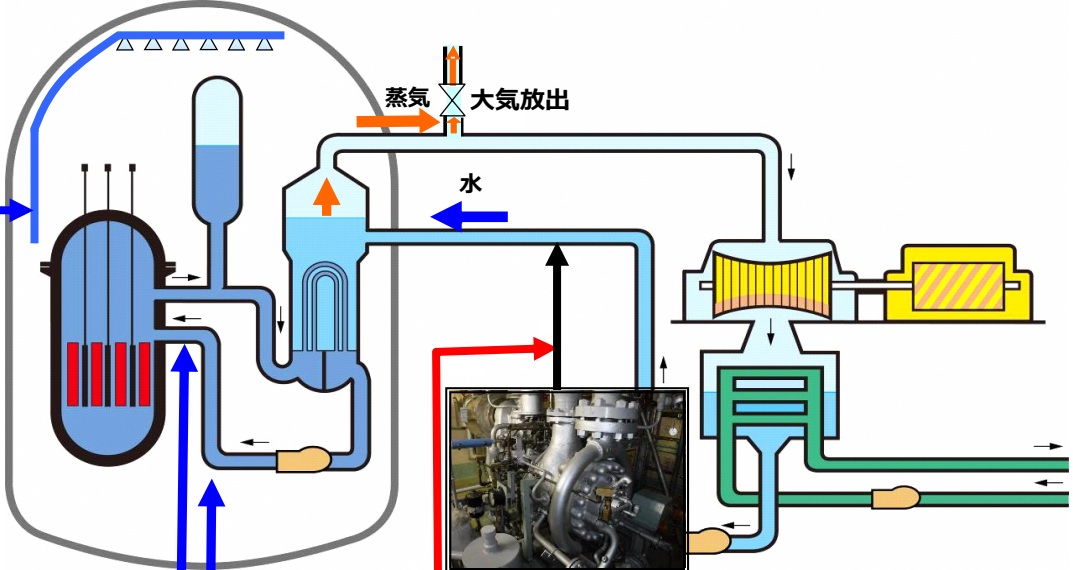
(2台)

余熱除去クーラー

海水ポンプ



(4台)



使用できない場合に備え

使用できない場合に備え

<バックアップ機器>
中圧ポンプ(自主設置)



(1台)

<バックアップ機器>



大容量ポンプ
(3台+予備1台)

新

- ・タービン動補助給水ポンプ (1台)
- ・電動補助給水ポンプ (2台)

復水タンク

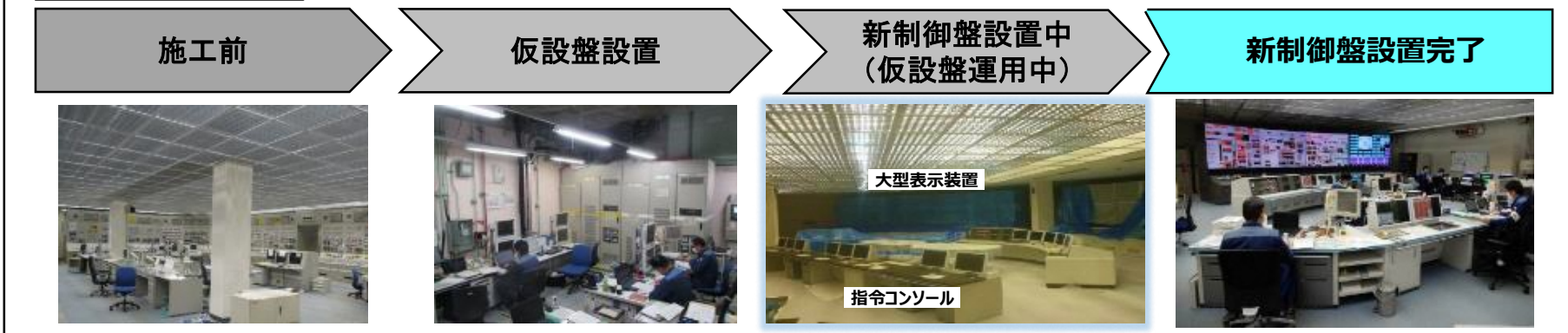
淡水タンク

海水

中央制御盤取替工事

○中央制御盤をアナログ式から最新のデジタル式の操作・監視盤に取替えを行い、大型表示装置やディスプレイ（タッチパネル）での操作や監視をできるように変更しました。

【本体工事の状況】



【シミュレータ設置、習熟訓練の状況】

新型中央制御盤運用開始に先立ち、運転員の習熟訓練を実施



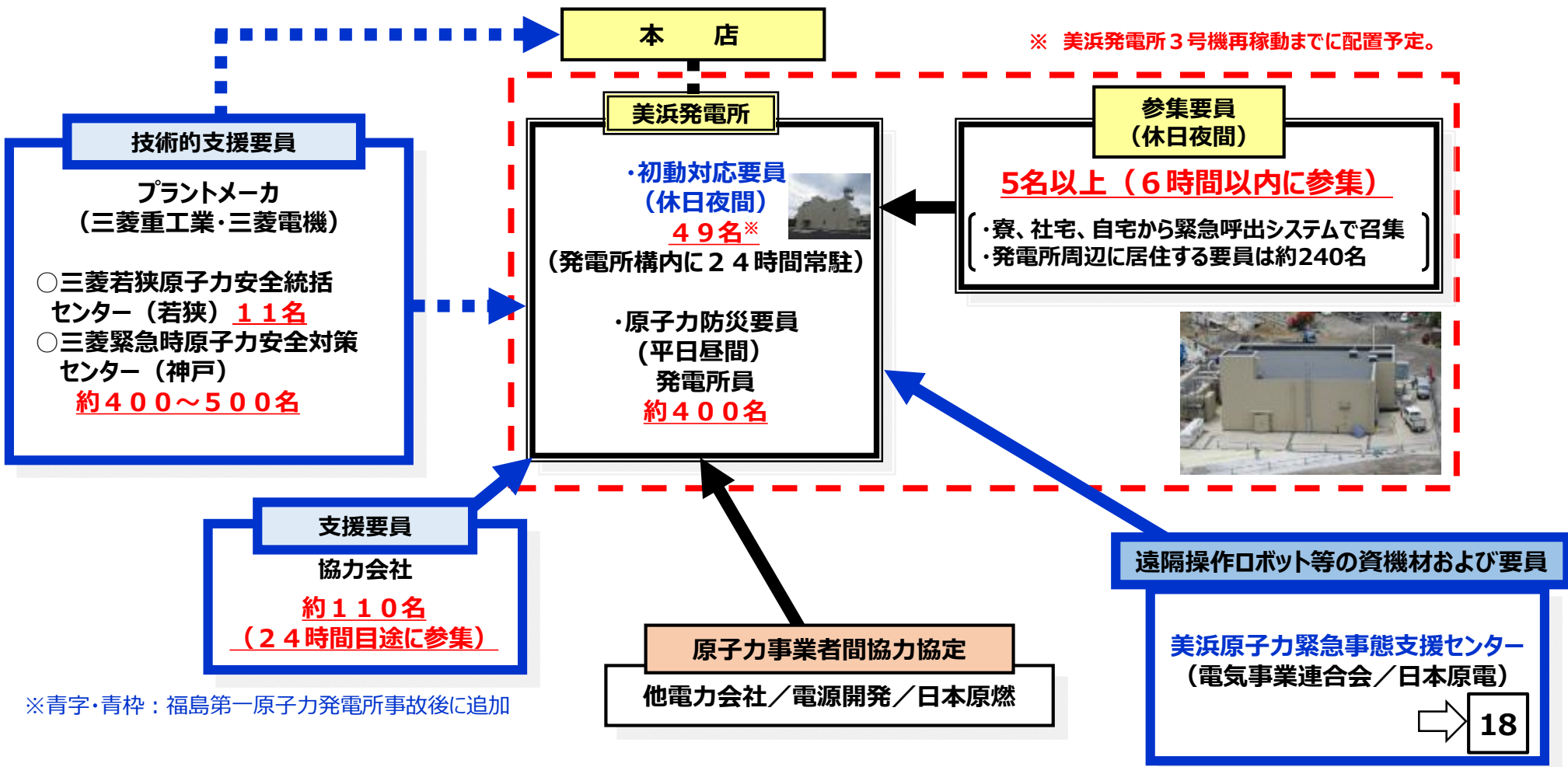
実施内容	
盤慣れ訓練	<ul style="list-style-type: none"> 操作画面の選択 警報発信時の対応
通常操作訓練	<ul style="list-style-type: none"> ユニット起動、停止 定期点検、起動時の各種検査等の対応
事故・故障対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> 主給水管破断等の設計基準事故対応 蒸気発生器除熱機能の維持等の重大事故等の対応 多重故障対応、新型制御盤特有の故障対応
重大事故等対応訓練	<ul style="list-style-type: none"> 成立性確認訓練
フォローアップ訓練 (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> ユニット起動、停止及び事故時対応の弱点フォローアップ

年度	2016	2017	2018	2019	2020～
シミュレータ工程	準備	製作・据付	習熟訓練	反復訓練	
本体工程			既設撤去・新設設置・機能試験 仮設盤運用		

2. 美浜発電所の緊急時対応体制について

重大事故等発生時の対応力：事故対応体制

- 万が一に備え、発電所構内に初動対応要員として49名が24時間常駐。
また、緊急安全対策要員5名以上を事故発生から6時間以内に召集する体制を構築。
- さらに、協力会社やプラントメーカ、建設会社による発電所支援により、合計700名以上が事故収束に注力することになっております。



※青字・青枠：福島第一原子力発電所事故後に追加

重大事故等発生時の対応力：美浜発電所の事故対応体制(休日夜間)



各要員の役割に応じた力量を備えるための教育訓練を実施中



現場環境を模擬したモックアップを使用した訓練

発電室運転員によるシミュレーター訓練

- 原子炉の起動・停止操作、事故事象に対する実践的な対応訓練を通じたチームワーク力の維持、向上を目的とした訓練
- ・ 軽微な機器故障、地震対策、全交流電源喪失対応、重大事故対応等を模擬した対応を実施



(原子力運転サポートセンター)

シミュレーター訓練



(提供 NTC)

(原子力発電訓練センター)

遠隔操作資機材操作訓練

- 美浜原子力緊急事態支援センター（日本原子力発電株式会社）への派遣研修
- ・ 遠隔操作ロボットをハンドコントローラーを用いて、障害物の乗り越え、階段昇降、搭載カメラによる圧力計の指示読み取り等を実施
- ・ 災害発生時の屋外情報収集に有効な無線ヘリコプターの操作方法について習熟するための訓練に派遣
- ・ 災害発生時に高放射線環境下においてもアクセスルート等の確保、復旧に有効な無線重機の取扱いに習熟するための訓練に派遣

ロボット操作訓練



(提供 M-NEACE)



(提供 M-NEACE)

ヘリコプター操作訓練



(提供 M-NEACE)

無線重機操作訓練



(提供 M-NEACE)

(美浜原子力緊急事態支援センター)

3. 40年を超える長期運転における 設備の健全性について

原子力発電所の運転期間のしくみ

○ 福島第一原子力発電所の事故後、法律の改正により、運転期間は40年とされ、原子力規制委員会の認可を受ければ、1回に限り20年延長（最長60年運転）できるしくみとなりました。

福島第一原子力発電所の事故前

法律上の運転期間の制限はなし

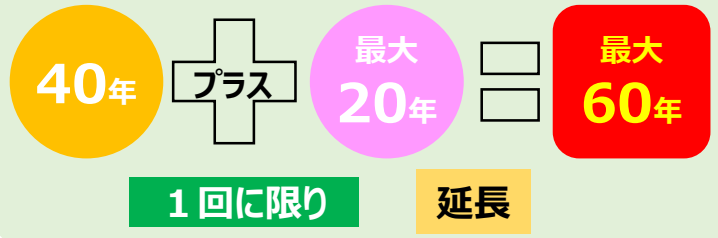


美浜3号機



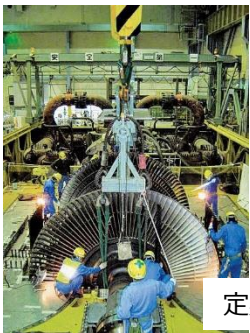
福島第一原子力発電所の事故後

運転期間延長認可制度を導入し、法律上の制限を設定



これまでの
安全性を確認する
しくみ

- 日々の点検
- 約1年ごとの定期検査（機器の分解点検や取替え）
- **30年目以降、10年ごとの高経年化技術評価※により、技術的に実際の運転期間を見極め**
（※60年運転を想定しても、設備が健全であることの確認）



定期検査の例

追加された
新しいしくみ

- **特別点検**（取替えが難しい設備の詳細な点検）
- 新規制基準への適合（1～14ページで説明）
（最新のプラントと同一の基準による安全性の確保）

大型機器などの取替え

- 原子力発電所では、全ての設備や機器に対して、**計画的にメンテナンスを行い、大型機器や配管など、取り替えられるものは積極的に新しいものに取り替え、設備や機器の安全性を確保しています。**



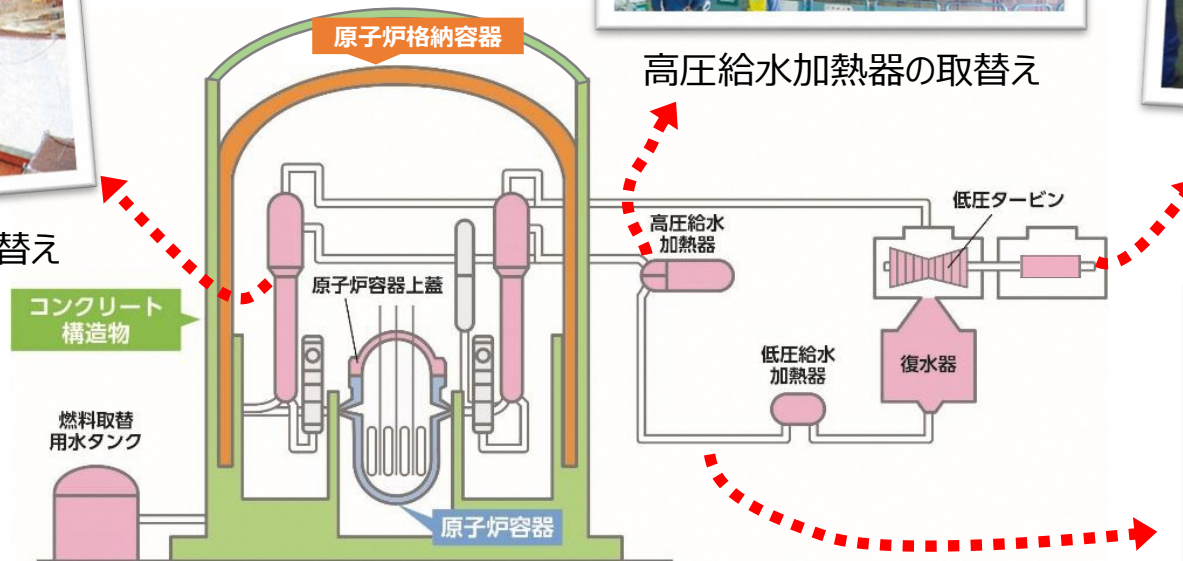
蒸気発生器の取替え



高圧給水加熱器の取替え



発電機コイルの巻替え



配管の取替え

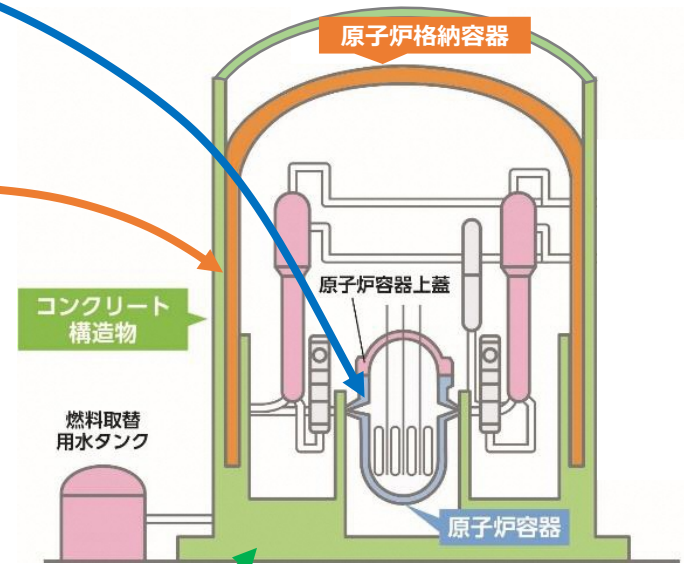
■ で色付けした部分が既に取り替えている大型機器です。
 この他にも、小型機器や部品の取替えを行っています。

- 運転開始から40年を迎えるにあたって、取替えが難しい「原子炉容器」、「原子炉格納容器」、「コンクリート構造物」については、通常のメンテナンスに加え、設備の状況を詳細に把握するために、特別点検を行いました。
- 結果として、**いずれの設備にも異常がないことを確認**できました。

原子炉容器に超音波や電流を使って、「傷」がないことを確認しました。

原子炉格納容器の表面を目視で念入りに確認し、「塗装のはがれ」や「腐食」がないことを確認しました。

コンクリート構造物からサンプルを取り出し、「性質の変化」や「強度」に問題がないことを確認しました。



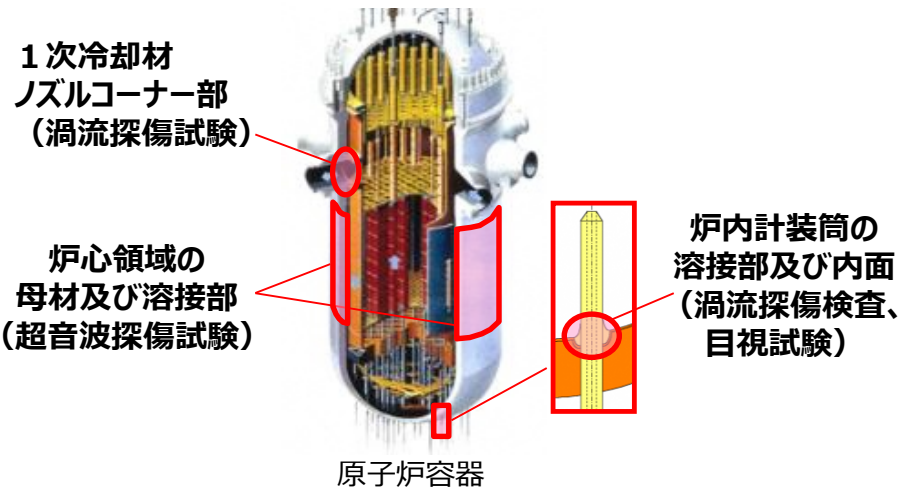
取替えが難しい設備の特別点検（2）

原子炉容器点検

原子炉容器に対し、超音波を使った探傷試験や電流を使った渦流探傷試験などを行い、「傷」がないことを確認しました。



検査用のロボット



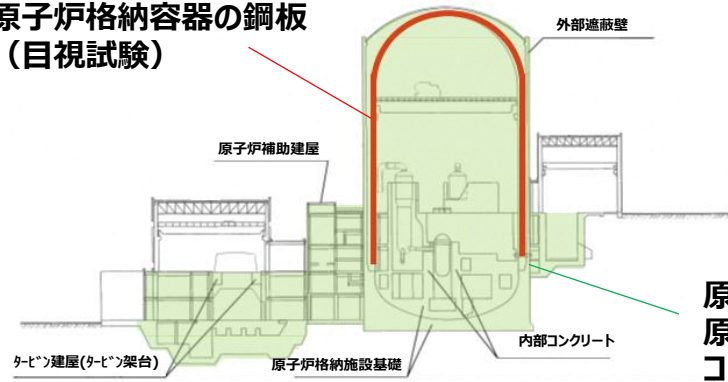
原子炉格納容器点検

原子炉格納容器の鋼板の内外表面を目視で念入りに確認し、「塗装のはがれ」や「腐食」がないことを確認しました。



目視試験の様子

原子炉格納容器の鋼板 (目視試験)



原子炉格納施設や原子炉補助建屋などのコンクリート構造物 (サンプル試験)

コンクリート構造物点検

原子炉格納施設などのコンクリート構造物からサンプルを採取し、「強度」や「遮へい能力」などに異常がないことを確認しました。



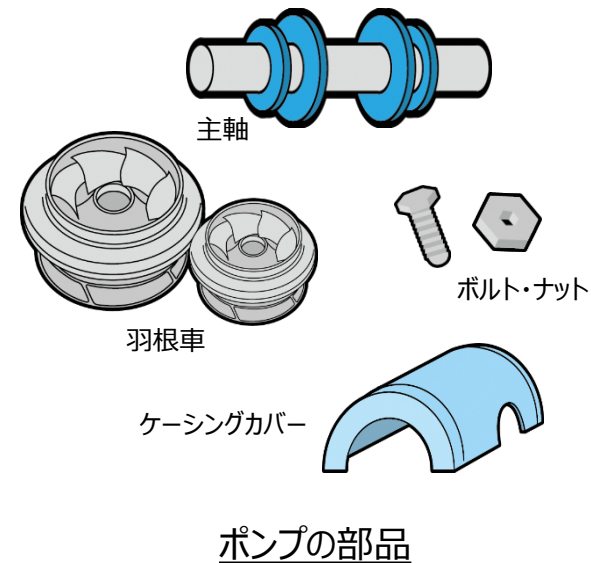
試験の様子



コアサンプル

- 点検の結果、**いずれの設備にも異常はありませんでした。**
- 点検結果は、**原子力規制委員会にも確認頂き、運転期間延長が認可されました。**

- さらに、美浜3号機および高浜1号機、高浜2号機それぞれで約3,000以上ある重要な設備を、部品レベルに仕分けて評価を行い、**60年運転時点の設備の状態を想定しても、運転を安全に行うことができることを確認**しました。
- 評価結果は、**原子力規制委員会にも確認頂き、運転期間延長が認可**されました。

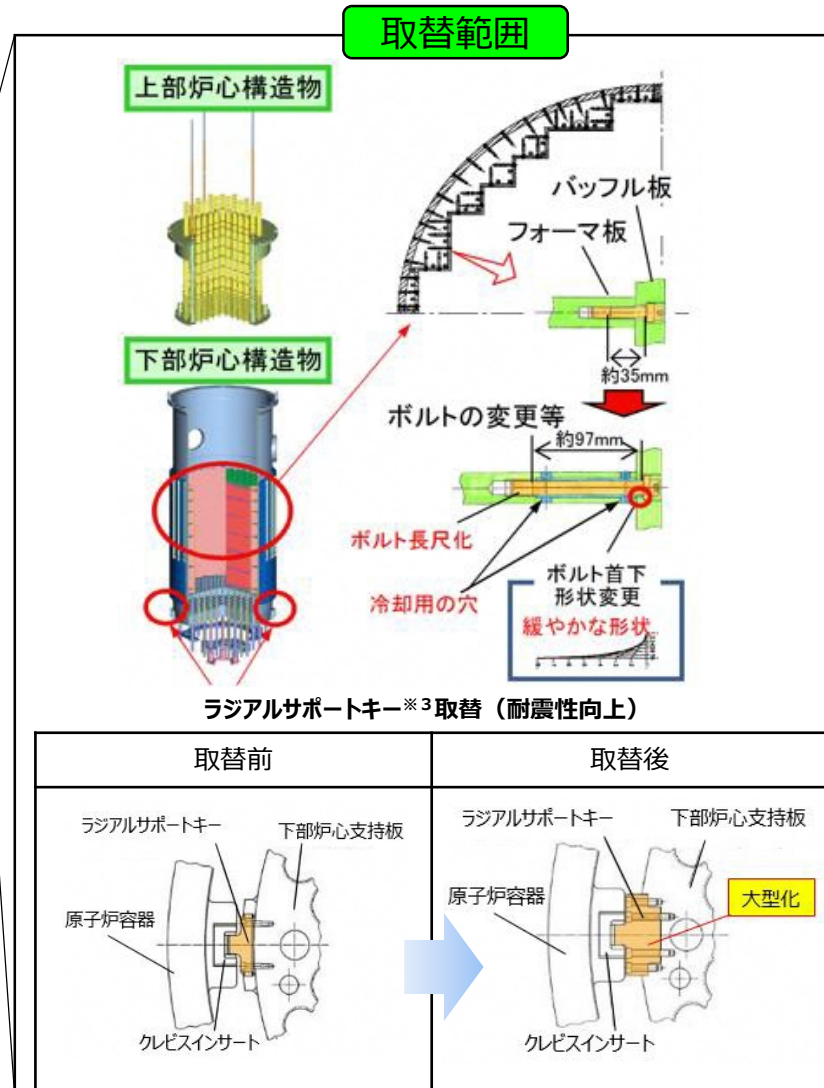
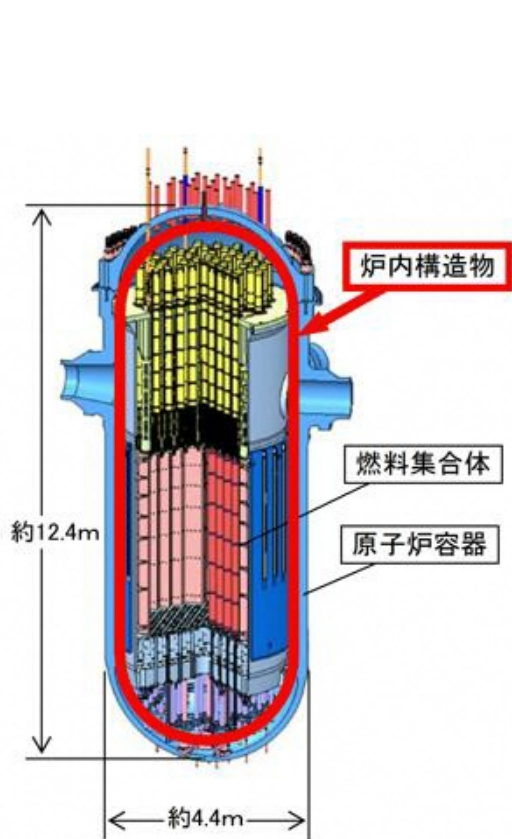


- 想定される将来の設備の状態に応じた適切なメンテナンス計画が立てられていることを確認しました。
- また、60年運転時点の設備の状態で、発電所で想定している大きな地震が来ても、設備が壊れないことを確認しました。

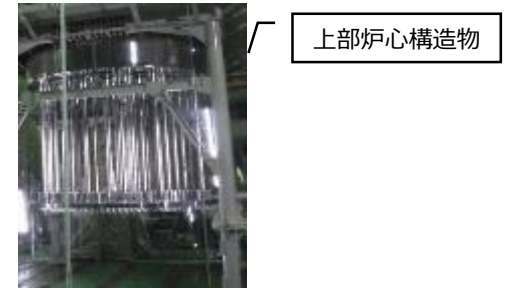
- 美浜発電所 3 号機、高浜発電所 1 号機の安全性向上対策工事は、機器の据付けや取替え等の本工事が本年 9 月 1 8 日に完了しました。
- 今後も、各種検査や訓練が継続することから、安全最優先で作業を進めてまいります。
- また、これまでの高経年化技術評価も含めた設備保全による点検・検査・補修・取替の実施に加え、特別点検も行うことにより、改めて 4 0 年を超える運転の安全性も確認しました。
今後も経年変化を監視・評価しながら、安全性を確認し続けてまいります。
- 原子力の安全確保に終わりはなく、安全性をたゆまず向上させていくという強い意志と覚悟を持ち、引き続き、安全最優先の取組みを進めてまいります。

A. [地震への備え] : 炉内構造物取替え

- 概要 : 炉内構造物※¹の耐震性を向上させるため、また、海外プラントにおける炉内構造物のバップルフォーマボルト※²応力腐食割れ損傷事例を踏まえた予防保全の観点から炉内構造物の取替えを実施する。
- 進捗状況 : 炉内構造物各部品の工場組立および現場干渉物の撤去完了 (2020.2) 。
完了 (2020.6) 。



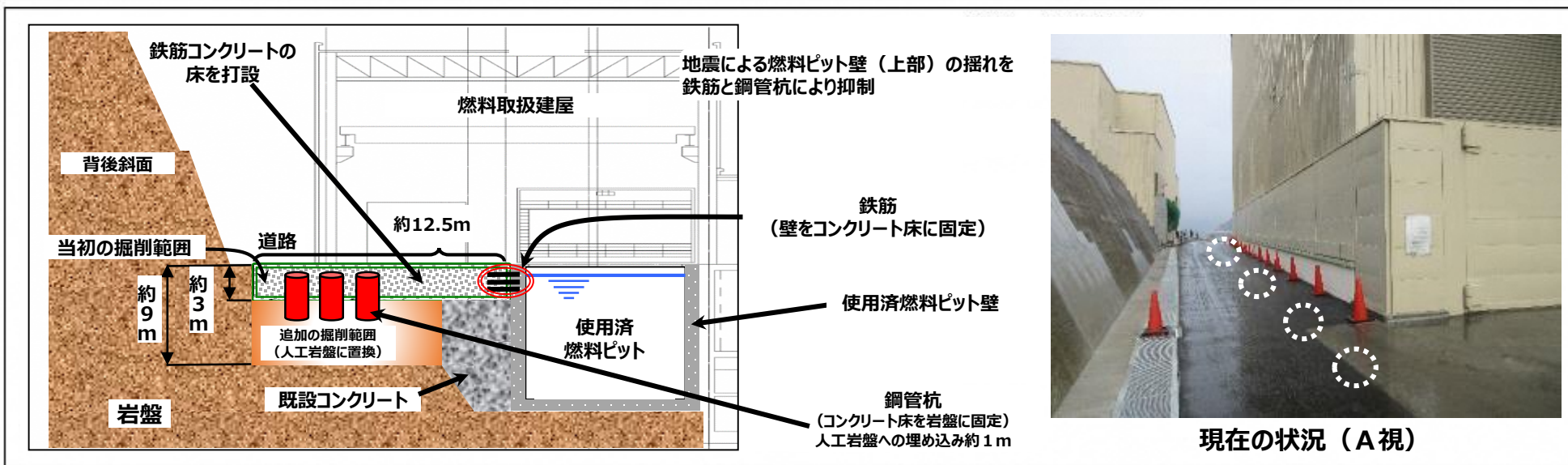
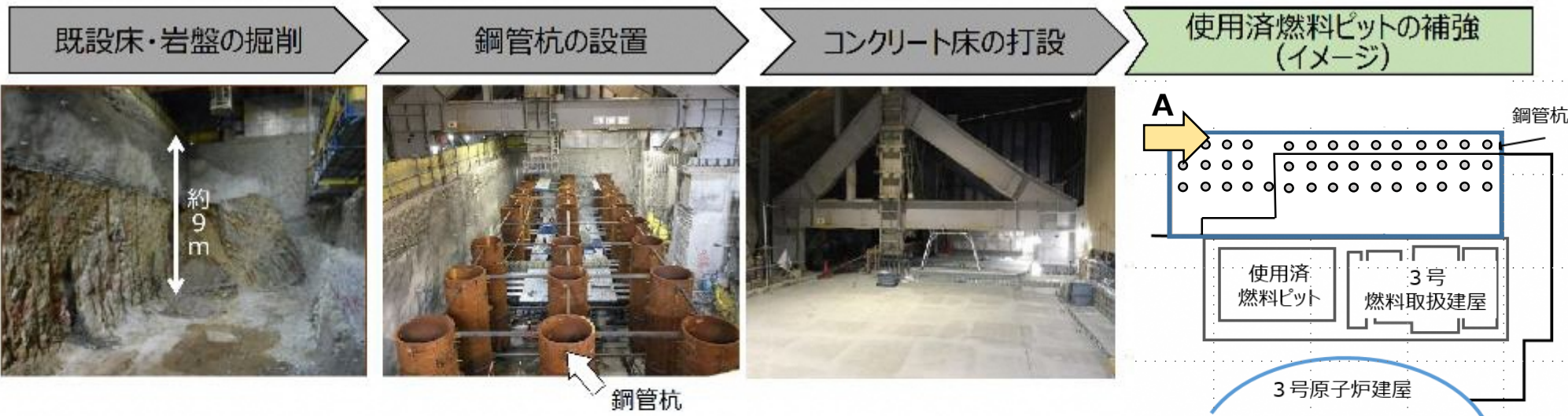
- ※ 1 : 原子炉容器の中にある燃料集合体の原子燃料を配置するための支持構造物
- ※ 2 : 原子炉容器内の燃料集合体を取り囲む壁 (バップル板) を固定するためのボルト
- ※ 3 : 炉内構造物の動きを制限するためのサポート



B. [地震への備え]：使用済燃料ピット補強

○概要 要：使用済燃料ピットの耐震性向上のため、支持岩盤上に人口岩盤および鋼管杭、鉄筋コンクリート床を設置し、使用済燃料ピット壁の拘束力を向上させる。

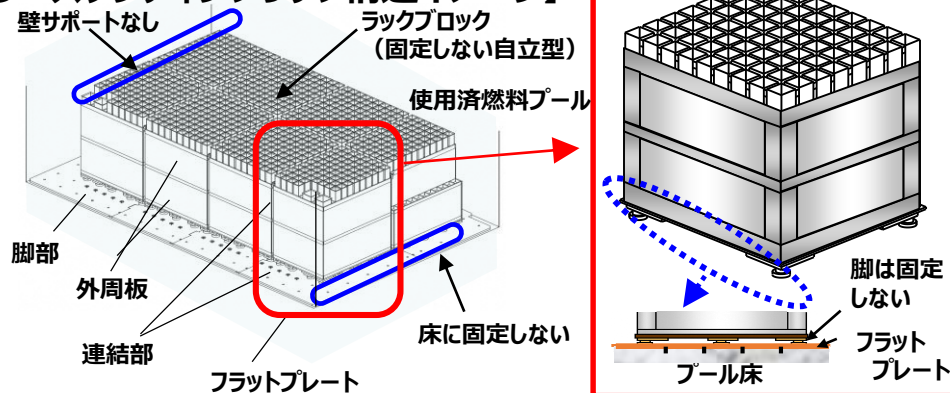
○進捗状況：完了（2020.3）



C. [地震への備え]：使用済燃料ピットラック取替え

- 概要 要：使用済燃料ピットラックの耐震性を向上させるため、既設（旧）ラックを全て撤去し、床に固定しない フリースタANDING ラック（Free Standing Rack）に取り替える。
- 進捗状況：旧ラック撤去済。新ラック据付済（2020.4完了）。

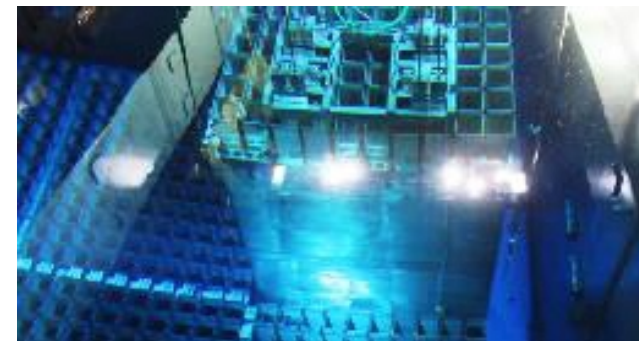
【フリースタANDINGラック構造イメージ】



【主な特徴】

- ・外周板を有したラック構造であり、8体のラックブロックで構成。
- ・使用済燃料プールの床・壁に固定されておらず、ラックに作用する地震力を、流体力や床との摩擦により消散させる構造。
- ・外周板を設けることにより、周囲の水による流体力を大きく作用させる。
- ・ラックブロック8体を連結することにより、転倒挙動を抑制するとともに、ラックブロック間の衝突を防ぐ。

	配置図	脚部構造図	特徴
取替前			<p>燃料貯蔵体数 1118体</p> <p>ラックを床に固定し、地震荷重に耐える。 (ピット壁と燃料ラックの隙間が狭い)</p>
取替後			<p>燃料貯蔵体数 809体</p> <p>ラックを固定せず、滑り等により地震荷重を消散。 (ピット壁と燃料ラックの隙間が広い)</p>



D. [地震への備え]：構台の設置

- 概要：3号機横の高台は、燃料油貯蔵タンクおよびアクセスルート等に対して**地震（993ガル）**による崩壊により波及的影響を及ぼす可能性があるため、新たに地震に耐える構台を設置する。
- 進捗状況：鉄骨組立完了（2020.2）。構台上面の舗装工事完了（2020.2）。新構台完了(2020.3)

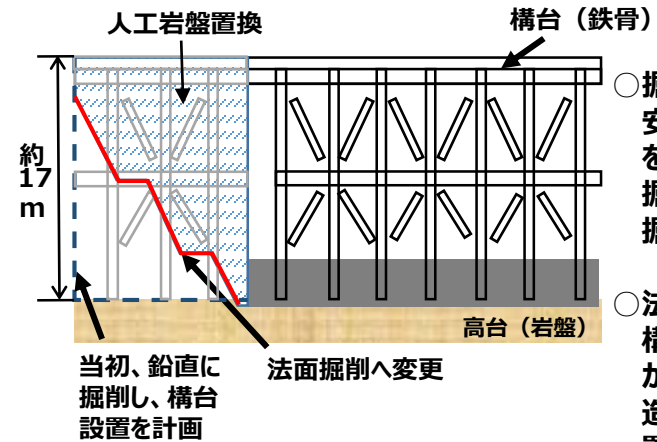
先行掘削後(2019.3)



構台の設置状況



鉄骨組立完了(2020.2)

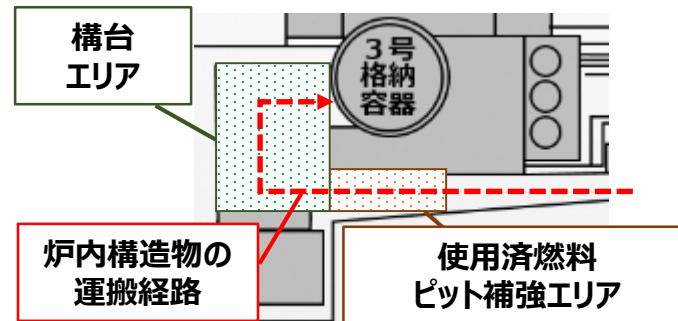


- 掘削時の作業安全性の向上を目的に、鉛直掘削から法面掘削に変更
- 法面掘削部の構台を鉄骨造からコンクリート造（人工岩盤置換）に変更

構台の設置完了後 炉内構造物取替工事へ引き渡し済み（2020.2.20）



新構台の上部（現状）



炉内構造物の運搬には、使用済燃料ピット補強・構台エリアを通過する必要があるため、同工事の完了後に、炉内構造物を搬入・据付

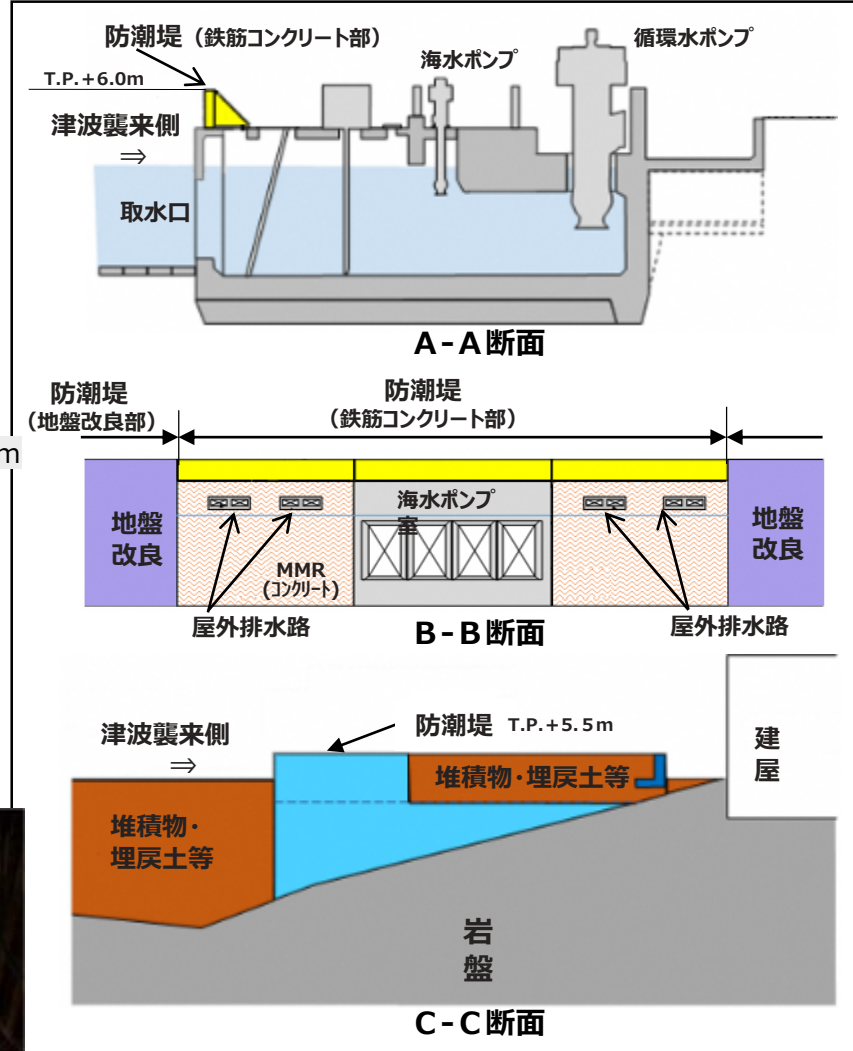


新構台の構築(現況)

F. [津波への備え] : 防潮堤の設置

- 概要 : 3号機周辺は、想定津波高さ（3号機取水口において**海拔4.2m**）に対し、**海拔5.5m~6.0m**の防潮堤を設置する。外周は、**海拔4.5m~7.0m**の防潮堤（外周防潮堤）を設置する。
- 進捗状況 : **3号機周辺防潮堤は掘削完了（2019.11）**。**コンクリート打設完了。（2020.8）**完了。（2020.8）

防潮堤設置概要図

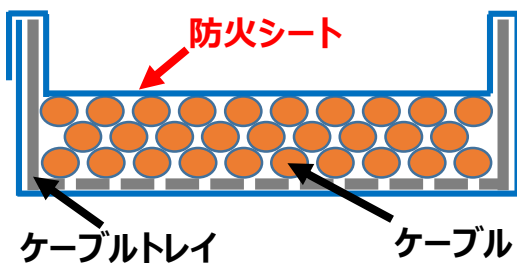


G. [火災対策]：火災防護対策

○概要：火災発生防止の観点から、安全機能を有する機器に使用されている非難燃ケーブルについて、難燃性を確保するため、難燃ケーブルへの取替えや不燃材の防火シート施工による防火措置を実施する。

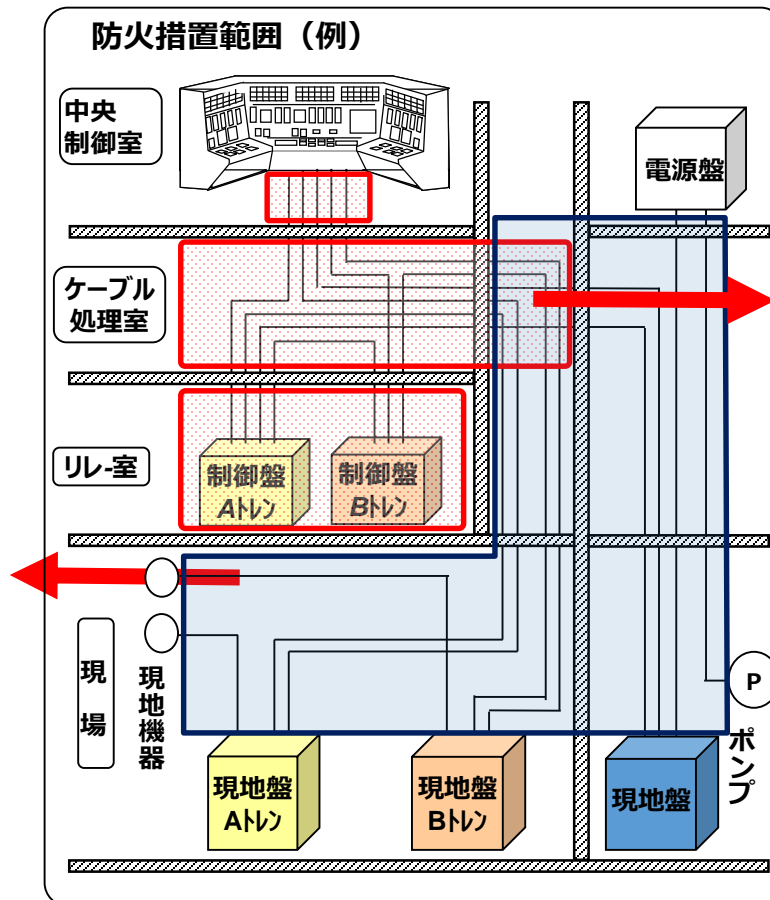
○進捗状況：完了。(2020.9)

ケーブル引替え困難箇所への対応



<防火シート施工箇所>

ケーブルの系統分離強化および防火措置範囲



■ ケーブル引替およびケーブル系統分離強化対策を実施

■ ケーブル張替え困難箇所について防火シート施工による防火措置を実施

ケーブル引替箇所の状況



Q 原子力発電所の耐用年数は40年ではないのでしょうか？

- A
- 原子力発電所は、**長期間の運転が可能となるよう、材料、強度、寸法などに十分な余裕を持たせて設計し、高い品質で製作、施工、据付を行っています。**
 - 設計を行う際に、プラントの起動・停止など、繰返しの運転操作によって壊れないかを確認している機器もあり、この際に、30～40年程度の年数を目安に、運転操作の回数を設定していますが、十分な余裕を持たせた設計となっていることを確認する目安の期間ですので、機器の寿命を表す年数ではありません。
 - 原子力発電所の実際の運転期間については、機器の経年劣化に関するデータを蓄積して評価を行い、実機の状態も確認したうえで見極めていくこととしており、**設計・建設段階では、運転期間の上限は決めていませんでした。**
 - 今回、改めて将来の設備の状態を想定した評価を行い、60年間であっても、メンテナンスを継続すれば、原子力発電所を安全に運転できることを確認しました。

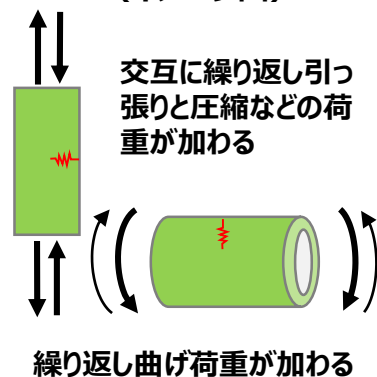
Q

30～40年の使用年数を目安に運転操作の回数を設定して設計している機器を、40年を超えて使用しても大丈夫なのですか？

A

- 原子力発電所の機器の中には、繰返しの運転操作によって「疲労割れ」と呼ばれる損傷が起きないかを確認するために、使用年数30～40年を目安として、例えば**プラントの起動や停止の回数を200回と設定して設計しているものがあります。**
- **この回数は、設計上の余裕を確認するために多めに設定されたもの**で、これまでの運転実績を調査したところ、高浜1号機では64回※でした。このため、**60年時点では、どれだけ多く見積もっても100回程度にしかなりません。**
- 100回程度の運転操作回数であれば、機器が損傷しないことを確認できていますし、定期的な点検により実際に傷がないかどうか確認しています。

疲労割れ
(イメージ図)



運転操作 (代表例)	プラント	設計時の 設定回数	これまでの 実績回数※	60年時点の回数 (多めに想定)
プラントの 起動、停止	高浜1号機	200回	64回	99回
	高浜2号機	200回	47回	79回
	美浜3号機	200回	46回	78回

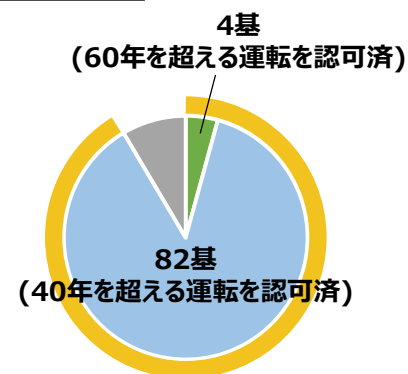
※実績回数は、調査を行った時点の回数（高浜1, 2：2009年度末、美浜3：2010年度末）

Q 海外では40年で運転をやめているのではないのですか？

A

- 国により原子力発電所の運転期間の制限に関する法律は異なりますが、40年程度で運転をやめることを法律で定めている国は少ないと認識しています。
- 現在（2020年10月末時点で）、世界で稼働中の原子力発電所のうち、約2割以上が、既に運転開始から40年を超えています。
- また、米国は、日本と同様に運転期間の上限を更新する制度を採用していますが、稼働中のプラントのうち、既に約9割のプラントが40年を超えて運転することを認められています。
さらに4基については、2回目の更新が行われ、60年を超えて80年まで運転することを認められています。
- このように、**技術的には、40年を超えて運転することが可能ですが、各国の事情により、運転期間の制限や更新の方法が異なっています。**

米国の状況



全94基のうち86基が
運転期間の延長を認可済
(2020年10月末時点)

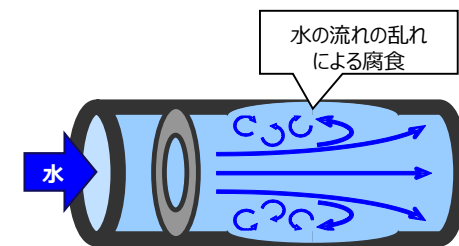
米国原子力規制委員会(NRC)ホームページをもとに作成

Q

長期間運転した原子力発電所では、配管が腐食し、破断する事故が起こりやすいのではないのでしょうか？

A

- 原子力発電所の配管の中には、水の流れによって腐食しやすい環境となり、配管の厚みが減少していく箇所があります。
- このような配管については、**計画的に超音波を使用して配管の厚みを測定し、厚みが小さくなっていた場合は、取替えを行っています。**
- このように、**原子力発電所では、想定される設備の状態に合わせたメンテナンスを行い、必要に応じて部品の交換や機器の取替えを行っています**ので、40年を超えても安全に運転することができます。
- 今回、運転期間の延長を行うに当たっては、メンテナンスが適切に計画されているかを、改めて確認しました。



配管の厚み点検